

市役所の組織・フロアが一部変わりました

●組織改正

平成24年4月から、「次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市」の実現を目指し「武蔵野市第五期長期計画」がスタートしました。長期計画に掲げられた行政課題を効率的、効果的に推進していくため、10月1日から市役所の組織を改めることとしました。主な改正点は、次のとおりです。

① 総合調整機能の充実（総合政策部）

企画調整、秘書、広報を所管する総合政策部を設置し、各部門が企画立案する政策を、長期計画を基軸に調整、進行管理を行い、総合的、計画的に市政を推進していきます。「企画政策室秘書課、広報課を統合し、企画調整課と2課で構成」

② 市民に身近な行政サービスの充実（市民部）

市民の多様で広範な市民活動の支援・推進、市民相談、産業振興、交流事業などとともに、戸籍および住民記録、国民健康保険など市民

生活に係る基礎的行政サービスを所管する市民部を設置しました。「環境生活部生

活経済課、交流事業課、保険課、市民課、市政センター、企画政策室市民協働推進課を市民部市民活動推進課に改め6課で構成」

③ 環境と共生する持続可能な都市の構築（環境部）

次世代に良好な環境を引き継いでいくため、環境政策、廃棄物、下水道、緑化、公園などを所管する環境部を設置し、環境政策を総合的に推進していくための体制整備を図りました。「環境生活部環境政策課、ごみ総合対策課、クリーンセンター、都市整備部下水道課、都市整備部緑化環境センターを環境部緑のまち推進課に改め5課で構成」

④ 地域リハビリテーションの推進（健康福祉部）

住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域リハビリテーションの推進体制を整備するため、地域支援課を設置しました。「地域支

TOPICS

援課は、地域リハビリテーションの推進、福祉人材の育成に加え、生活福祉課が所管していた民生委員に関することなどを所管」

●市役所本庁舎内のフロア構成を一部変更

組織改正などに伴い、本庁舎内のフロア構成を次のように変更しました。

部署	変更前	変更後
総務部総務課検査係	東棟3階(管財課)	東棟5階
市民部生活経済課 ※	東棟3階	西棟7階
市民部交流事業課 ※	西棟1階	西棟7階
環境部環境政策課	西棟7階	西棟2階
環境部ごみ総合対策課	西棟2階	クリーンセンター2階
環境部下水道課	南棟4階	西棟2階
環境部緑のまち推進課	西棟7階	西棟2階
健康福祉部地域支援課 ☎ 0422-60-1941 FAX 0422-51-9218	新設	南棟1階
選挙管理委員会事務局	東棟6階	西棟2階
監査委員事務局 ※	南棟3階	東棟6階

※印の部署は、10月9日から変更します

☎ 企画調整課 ☎ 0422-60-1801、総務課 ☎ 60-1807

雨水利活用条例が施行されます

「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」（通称・雨水利活用条例）が、10月1日から施行されます。

●条例の目的

雨水の地下への浸透と有効利用を推進し、地下水の涵養（かんよう）による良好な水循環を確保するとともに、下水道のオーバーフローによる水害や雨水（汚水）の下流域河川への流出を抑制します。

●市民・事業者の責務

市は、目的達成に向けた施策を策定・実施するとともに、市民などへの情報提供を行います。市民および事業者は、市の施策への協力を努めるとともに、住宅や事業所の敷地に、市の技術指針に適合する雨水浸透施設などを設置するよう協力をいただきます。

●新築・増改築の際に手続が必要となります

建築物の新築や増改築の際、「雨水排水計画」を事前に市へ届け出る必要があります。この計画は、敷地内にとのくらしいの雨水浸透施設を設置できるかを事前に調整のうえ提出いただくものです。ご協力をお願いします。

☎ 下水道課
0422-60-1914

